

鹿沼市予約バス運行事業者選定要領（令和9年度～令和11年度）

1. 目的

この要領は、鹿沼市予約バス（デマンド交通）の運行事業者の選定に関し、事業を円滑に実施するため、提案内容や収支見積等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、最も適切な事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. プロポーザルの対象となる事業の概要

（1）対象となる事業

以下の①～④のとおりとする。

事業内容については、鹿沼市予約バス運行事業共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）及び各予約バス運行事業仕様書（以下、「個別仕様書」という。）に定める。

なお、複数事業への参加申請を可とする。

- ①栗野地域予約バス運行事業
- ②北押原・南押原・北犬飼地区予約バス運行事業
- ③松原地区等予約バス運行事業
- ④板荷・菊沢地区予約バス運行事業

（2）事業形態

鹿沼市（以下、「市」という。）は、各事業において運行事業者として選定された者と仕様書・提出書類に基づく協定書を締結し、運行事業者は道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許認可を受け運行を実施するものとする。

（3）運行期間

令和9（2027）年4月1日から令和12（2030）年3月31日までの3か年

※1 運行にあたっては、年度ごとに締結する協定書に基づき実施する。

※2 協定書については、各年度とも、本プロポーザルによる仕様書・提案書・事業支出見積書等の内容を基本として各事業の実施について協議の上締結するものとする。

※3 協定期間の経費については、本プロポーザルで提出した見積り額を上限とすることを基本とし、上限額を超過する見込が発生した段階で、すみやかに協議を行うものとする。

※4 協定期間であっても、協定書に反する行為があった場合は期間満了を待たず協定期間を終了とする場合がある。

3. 運行事業者の選定

(1) 選定方法

運行事業者の選定は、選定委員会で行う。

提出書類を総合的に審査し、選定委員会の委員による採点審査を行い、運行事業者を選定する。

なお、参加事業者が1社の場合でもプロポーザルを実施する。

(2) 選定結果の公表

プロポーザルに参加した全事業者に審査結果を書面により通知するとともに、選定された運行事業者及び選定結果について市ホームページで公表する。

なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 道路運送法第4条第1項に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有している者。または令和9(2027)年3月31日までに取得できる者。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立、破産法に基づく破産手続開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立を行っていない者。
- (3) 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び栃木県の指名停止措置を受けていない者。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者。

5. 主な選定スケジュール

期日	項目	備考
令和8年8月10日（月）	募集開始 関係資料配布開始	告示及び市ホームページ
令和8年8月21日（金） 16時まで	事業者から市への質問受付締切	メール
令和8年8月26日（水）	市から事業者への質問回答予定	市ホームページ
令和8年9月2日（水） 16時まで	参加申請書提出締切	持参又は郵送
令和8年9月9日（水）	市から応募事業者への質問送付	メール
令和8年9月16日（水）	応募事業者から市への質問回答	メール
令和8年9月29日（火）	書類審査	
令和8年9月30日（水）	運行開始準備・協定書締結	
令和9年4月1日（木）	運行開始	

6. 関係資料の配布

- (1) 取得方法 市ホームページからダウンロード又は
鹿沼市市民部生活課交通政策係での直接配布
- (2) 配布期間 令和8年8月10日(月)から令和8年9月2日(水)16時

7. 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本事業についての問い合わせについては、質問書の提出によるもののみとする。

なお、事業者向け説明会は実施しない。

- (1) 提出期限 令和8年8月21日(金)16時
- (2) 提出先 鹿沼市市民部生活課交通政策係
- (3) 提出方法 メール
※件名を「鹿沼市予約バス運行事業者選定に関する質問」とし、質問書を添付すること。
※送信後、必ず電話にて確認すること。
- (4) 回答方法 令和8年8月26日(水)に、市ホームページに掲載する予定。
なお、質問書提出事業者については、メールにて直接回答を予定。

8. プロポーザル参加表明

- (1) 提出書類
 - 1 プロポーザル参加表明書(様式1-1)
 - 2 参加資格確認書(様式1-2)
 - 3 事業実績報告書(様式2-1)
 - 4 事業認識確認書(様式2-2)
 - 5 事業実施意欲・アピール等に関する調書(様式3)
 - 6 事業体制報告書(様式4)
 - 7 事業支出見積書(様式5)
※複数事業に参加する場合は、複数事業を実施する場合の「事業支出書」をそれぞれ提出する。
 - 8 登記簿謄本(法人)
※証明年月日が申請書提出前3か月以内のもの
 - 9 市税の完納証明書及び県税の納税証明書、国税の納税証明書(法人「その3の3」)
※証明年月日が申請書提出前3か月以内のもの
 - 10 印鑑証明書
※証明年月日が申請書提出前3か月以内のもの
 - 11 直近1年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)
 - 12 組織体制図(任意様式)
 - 13 就業規則
 - 14 安全衛生計画
 - 15 予約バス受付等のマニュアル等受付事務に関する流れがわかるもの
 - 16 予約バス事業で使用する予定車両すべての自動車保険等の加入明細書

- (現在協定中の事業者については現在加入しているもの)
(新規参入予定事業者については加入予定のもの)
- 17 予約バス事業における緊急時の連絡体制表
 - 18 予約バス事業に携わる者(予定者含む)の運行管理資格証 または
独立行政法人自動車事故対策機構第13条第1号 修了証等の
運行管理業務を担うものに関する証明
 - 19 運行管理確認状況記録等の運行管理の記録がわかるもの
(令和8年4月分及び5月分)
 - 20 予約バス事業に携わる者(予定者含む)の車両管理者選任研修終了証明書等
の整備管理を担うものに関するものの証明
 - 21 車両整備確認簿等の車両の整備状況のわかるもの
(令和8年4月分及び5月分)
 - 22 運賃収入適正管理マニュアル等の収入管理簿の手順やルールがわかるもの
 - 23 苦情処理マニュアル・苦情処理簿
(令和8年4月分及び5月分)
 - 24 個人情報保護マニュアル等個人情報の取扱規定のわかるもの
 - 25 機密情報保護マニュアル等の機密情報の取扱規定のわかるもの
 - 26 予約バス事業に携わる者(予定者含む)すべての雇用通知書
 - 27 予約バス事業に携わる者(予定者含む)すべての「無事故・無違反証明」
※証明年月日が申請書提出前3か月以内のもの
 - 28 予約バス事業に携わる者(予定者含む)すべての「従業員教育記録簿等の
安全衛生教育事業の実施記録」
 - 29 事業所としての損害保険加入明細書等それに類するもの
※29についての提出は任意であり、提出がされた場合加点となる場合があ
 - 30 誓約兼同意書 (様式6)
 - 31 運行管理等に関する予定表
(運行準備に関する許認可や人員等確保予定を記載)

(2) 提出期限 令和8年9月2日(水)16時まで

(3) 提出先 鹿沼市市民部生活課交通政策係 宛
(seikatsu@city.kanuma.lg.jp)
※メール提出を基本とする

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 メールでのデータ送付を基本とする。
ただし、持参及び郵送での受付も実施する。
※いずれの方法においても提出期限(日時)は必着とする。

9. プロポーザル参加辞退及び申請書等の無効

(1) プロポーザル参加辞退

プロポーザル参加表明に係る書類提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。

(2) 申請書類の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された申請書等を無効とする。

- ①参加辞退届が提出された場合
- ②提出期限を過ぎて提出された場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④不正行為が認められた場合
- ⑤参加資格要件を満たさない場合

10. 選定委員会の実施

提出書類を総合的に審査し、選定委員会の5名の委員による採点審査を行い、運行事業者を選定する。

なお、参加事業者が1社の場合でもプロポーザルを実施する。

11. プロポーザルの審査項目

- (1) 事業に取り組む意欲
- (2) 事業者情報
- (3) 受付・運行等に関する業務体制
 - ①受付業務について
 - ②運行業務について
 - ③管理業務について
- (4) 情報セキュリティ
- (5) 事業支出見積額

12. その他

- (1) 申請書等の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は申請者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 鹿沼市が提供する資料は「鹿沼市予約バス運行事業者選定プロポーザル」の参加及び予約バス運行事業の目的でのみ使用できるものとする。

13. 提出先及び事務局

事務局	鹿沼市市民部生活課交通政策係 (担当 手塚)
住所	〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1
電話	0289 (63) 2163
メール	seikatsu@city.kanuma.lg.jp